

総 税 市 第 38 号
平成 30 年 4 月 1 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長

ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る申告特例通知書の電子的
送付について

地方税法附則第 7 条第 5 項及び第 12 項の規定により、ふるさと納税を行った方から申告特例の求めを受けた地方団体の長は、当該ふるさと納税を行った方の住所地の市区町村長に対して、申告特例通知書を送付しなければならないこととされています。

今般、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）及び一般社団法人地方税電子化協議会における検討結果を踏まえ、書面により行うこととされている申告特例通知書の送付について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて、電子的に送付できるよう、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）を一部改正しましたので、お知らせします。今後、一般社団法人地方税電子化協議会において所要のシステム改修等が行われ、平成 30 年以後のふるさと納税に係る申告特例通知書について、電子的送付が可能となる予定です。

については、市区町村の課税事務の効率化及び個人情報情報の適切な管理体制の向上の観点から、原則として、全ての地方団体において、申告特例通知書の電子的送付を行っていただきたいと考えておりますので、貴都道府県において、適切な対応をお願いします。今後、各地方団体の eLTAX の接続端末におけるユーザー別アクセス制限機能の整備が見込まれておりますが、平成 30 年中のふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付にあたっては、同機能が整備されていないため、送付事務に従事する職員について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の規定の趣旨を踏まえた対応に遺漏のないよう併せてお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対しても、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

総務省自治税務局市町村税課
住民税第二係 武田、山城、岡田
電話：03-5253-5669（直通）
E-mail: furusato-pr @soumu. go. jp